

令和2年3月30日

文化庁長官

宮田 亮平 様

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた  
「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行について（要請）

貴殿におかれましては、教育分野の著作物等の利用の円滑化等に関し、日頃より多大なご尽力賜り改めて御礼申し上げます。

さて、御承知のように、新型コロナウイルス感染症の拡大は日々深刻化しております。国立大学法人としても、学生の安全を最優先として確保するとともに、教育機会の提供においては学生の不利益にならないよう対面授業に代えてオンラインでの遠隔授業等を実施することとし、そのための準備を至急、全力を挙げて整備しております。

著作権や著作隣接権を有する著作物を教材として公衆送信する場合は、著作権者等の許諾を得る必要がありますが、既に一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)におかれでは、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した著作物の円滑な利用について」(令和2年3月5日)を発表され、緊急措置としてICTを活用した著作物の円滑な利用については可能な限りご協力いただいております。

しかしながら、これはあくまで緊急避難的な措置であり、一刻も早く平成30年の著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」を教育現場の窮状を踏まえた形で利用できるようにしていただく必要があります。

そこで貴殿におかれましては、至急、授業目的公衆送信補償金制度の施行期日を定める政令を制定することに向けた準備や、補償金額の認可に関する手続を進めていただき、本年4月中から正規の利用が可能となるよう、強くお願い申し上げる次第です。

諸事情ご勘案いただき、何卒迅速なご対応を重ねてお願い申し上げます。

北海道大学理事・副学長（総長職務代理）	笠原 正典
東北大学総長	大野 英男
東京大学総長	五神 真
名古屋大学総長	松尾 清一
京都大学総長	山極 寿一
大阪大学総長	西尾章治郎
九州大学総長	久保 千春
国立情報学研究所長	喜連川 優

令和2年3月30日

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会  
理事長 土肥 一史 様

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた  
「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行について（要請）

貴協会におかれましては、教育分野の著作物等の利用の円滑化等に関し、日頃より多大なご尽力賜り改めて御礼申し上げます。

さて、御承知のように、新型コロナウイルス感染症の拡大は日々深刻化しております。国立大学法人としても、学生の安全を最優先として確保するとともに、教育機会の提供においては学生の不利益にならないよう対面授業に代えてオンラインでの遠隔授業等を実施することとし、そのための準備を至急、全力を挙げて整備しております。

著作権や著作隣接権を有する著作物を教材として公衆送信する場合は、著作権者等の許諾を得る必要がありますが、既に貴協会におかれましては、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるＩＣＴを活用した著作物の円滑な利用について」（令和2年3月5日）を発表され、緊急措置としてＩＣＴを活用した著作物の円滑な利用については可能な限りご協力いただいております。

しかしながら、これはあくまで緊急避難的な措置であり、国には一刻も早く平成30年の著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」を教育現場の窮状を踏まえた形で利用できるようにしていただく必要があります。

そこで文化庁長官に対し、至急、授業目的公衆送信補償金制度の施行期日を定める政令を制定することに向けた準備や、補償金額の認可に関する手続を進めていただき、本年4月中から正規の利用が可能となるよう、強くお願ひいたしました。

貴協会におかれましても諸事情ご勘案いただき、ご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

北海道大学理事・副学長（総長職務代理）	笠原 正典
東北大学総長	大野 英男
東京大学総長	五神 真
名古屋大学総長	松尾 清一
京都大学総長	山極 寿一
大阪大学総長	西尾章治郎
九州大学総長	久保 千春
国立情報学研究所長	喜連川 優